

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和7年12月12日 (1回目)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	五色町鮎原上 (鮎原上)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	40.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	40.7 ha
② 田の面積	39.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	11.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻を中心とした農業経営を営む農家が多く、玉ねぎ・ブロッコリー等の露地野菜も作付けされている。また、畜産農家は飼料作物を栽培する。地域内農地については、圃場整備済の優良農地において放棄田はほぼない。しかし、鳥獣被害や法面が多く草刈りに労力を取られること、さらに耕作者の高齢化も進んでいること、後継者不在等により、今後放棄田が多数発生することが懸念される。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

今後も各耕作者による水稻を中心とし、玉ねぎ・ブロッコリー等の露地野菜、飼料作物の栽培を行う農業経営は継続していく。獣害対策をしっかりと行い、草刈りは機械化することで農地の維持を図っていく。ため池・農道等の草刈りは地域全体で取り組んでいく。担い手への集約を進めていくと同時にさらなる機械化や労力軽減を進めていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
規模拡大を考えている農家がいることから、離農や規模縮小する農家に対して、まずは地域内の担い手に貸し付けを優先的に行うよう周知を図る。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	18.4	%	将来の目標とする集積率
			18.4 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
耕作者が多く、担い手が少ないため、農用地の集団化は難しいが、離農する農家がいた場合は、隣接する耕作者に貸し付けを行い、少しずつ集団化を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
地域計画を毎年見直しを行う上で、農地を手放す農家がいる場合は、隣接する耕作者に農地中間管理機構を通じて貸し付けを行い、集団化を進めていく旨、周知していき、地域のルールとしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。地域計画策定後は新規で農地の貸し借りを行なう場合については、農地中間管理機構を活用することとする。
(3)基盤整備事業への取組
地域内の農地についてはほぼ、基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
当地域では専業農家と兼業農家どちらもおり、今後も地域の農地については地域で守っていくことを基本とする。後継者のいる農家においては円滑な経営継承ができるように、また新規就農者へは地区内の決まり事や技術支援を地域一体となって取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
特に無し

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①地域全体に侵入防止柵を設置しているので、定期的に見回りを行い柵の状態や侵入状況を地域全体で共有する。②新しい技術を取り入れ減肥・減農薬に取り組んでいく。③スマート農業については、現在取り組みはないものの、将来的には必要であるため、地域内の担い手にモデル経営体になってもらい、実証しながら地域に拡大していく。⑤いちじくに加え、新規作物の生産を推進する。⑦畦畔の草刈りやため池の堤の草刈り・管理など地元住民が少なくなってくる中で、機械の導入や設備の更新でできるだけ省力化を進めていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稲、野菜、繁殖和牛	4.2 ha	ha	水稲、野菜、飼料作物	4.21 ha	ha	青色	
認農	B	水稲、野菜	2.1 ha	ha	水稲、野菜	2.1 ha	ha	黄色	
認農	C	水稲、野菜	0.2 ha	ha	水稲、野菜	0.2 ha	ha	ピンク	
認農	D	繁殖和牛、飼料作物	0.4 ha	ha	繁殖和牛、飼料作物	0.4 ha	ha	オレンジ	
利用者	その他農業者	水稲、野菜、飼料作物	33.3 ha	ha	水稲、野菜、飼料作物	21.5 ha	ha	グレー	
認農	E	ほ場整備中	0.72 ha	ha	水稲、飼料作物	0.72 ha	ha	濃紫	
利用者	耕作者未定	ほ場整備中	ha	ha		0.11 ha	ha	濃紫	
利用者	耕作者未定		ha	ha		11.7 ha	ha	茶色	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	8経営体		40.8 ha	0 ha		40.8 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。